# 第1編 総則

# 第1章 総則

# 第1節 地域防災計画の趣旨

#### 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づいて、多良間村の防災対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災体制の万全を期するものである。

- ① 多良間村の防災対策に関する指定地方行政機関、県、村、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに村民等の責務
- ② 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄、防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- ③ 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、 衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- ④ 災害復旧・復興に関する計画
- ⑤ その他の必要な事項

#### 2 計画の構成

#### 第1編 総則

本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画 の見直し・推進体制等の基本事項

#### 第2編 災害予防計画

地震・津波対策及び風水害等対策に関する予防計画

#### 第3編 災害応急対策計画

地震・津波、台風や大雨による高潮・浸水災害・風害(竜巻を含む)、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する 応急対策計画

# 第 4 編 災害復旧·復興計画

地震・津波、台風や大雨による高潮・浸水災害・風害(竜巻を含む)、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する 復旧・復興計画

#### 第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震 に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海ト ラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等

# 参考資料

各編に関する資料・様式

# 第2節 地域防災計画の修正・周知徹底

#### 1 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討(実際の災害対応や防災訓練等を通じた内容の検証)を加え、必要があると認めたときは、これを修正する。したがって、村は関係ある事項について修正しようとする場合は、計画修正案を多良間村防災会議(総務財政課)に提出する。

#### 2 計画の周知徹底

本計画は、多良間村職員及び関係公共機関並びにその他の防災に関する主要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第5項に定める公表のほか、村民に周知徹底を図るよう努める。

村は、本計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。 対策推進にあたっては、県をはじめ、他の防災関係機関との密接な連携を図るとともに、他 の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

また、いつどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による近助(共助)が必要であることから、日頃から、個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体にも働きかけ、相互に連携して減災のための行動と投資を息長く行う防災活動を展開する。

# 第3節 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

1 基 本 法:災害対策基本法(昭和36年法律第223号)をいう。

2 救 助 法:災害救助法(昭和22年法律第118号)をいう。

3 村防災計画:多良間村地域防災計画をいう。

4 村 本 部:多良間村災害対策本部をいう。

5 村 本 部 長:多良間村災害対策本部長をいう。

6 県防災計画:沖縄県地域防災計画をいう。

7 県 本 部:沖縄県災害対策本部をいう。

8 県本部長:沖縄県災害対策本部長をいう

9 県地方本部:沖縄県宮古地方本部をいう。

10 県地方本部長:沖縄県宮古地方本部長をいう。

# 第4節 多良間村の概要

#### 1 自然的条件

#### (1) 位置及び地形

多良間村は宮古島と石垣島のほぼ中間、東経 124 度 42 分・北緯 24 度 39 分に位置する。東西 5.8km、南北 4.4km、面積 19.81km²の楕円形をした多良間島と、その北西約 10km 先にある面積 2.16km² のさつまいもの形をした水納島の 2 つの島からなり、気候は亜熱帯気候に属している。

多良間島は全体的に平坦な地形で、一番高い場所は島の北側にある八重山遠見台の 34m となっている。島の内部はほとんどが耕作地として利用されており、農作物や家屋を守る 抱護林とともに豊かな緑をたたえている。

隆起珊瑚礁により形成された島は、河川のない石灰岩地帯特有の鍾乳洞やドリーネなど カルスト地形が発達し、鍾乳洞に流れる地下水が人々の生活を支えてきた。

島の周囲は珊瑚礁の美しい海に囲まれ、豊かな海の幸を育んでいる。

多良間島への交通機関は、宮古島から1日2往復、琉球エアーコミューターが就航している。また、フェリーは宮古島平良港から「フェリーたらまゆう」が1日1往復運航している。

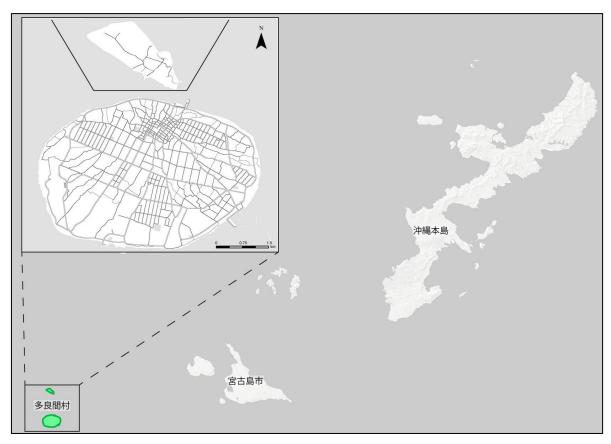


図 1-1 多良間村の位置

#### (2) 地質及び土壌

多良間島の地質は、隆起珊瑚を母岩とする石灰岩土壌でおおわれており微アルカリ性、 又は中性で耕作には便利であるが耕土が浅く、腐蝕質と保水力に乏しく干ばつに対する抵 抗力は極めて低い。島内には鍾乳洞が点在している。

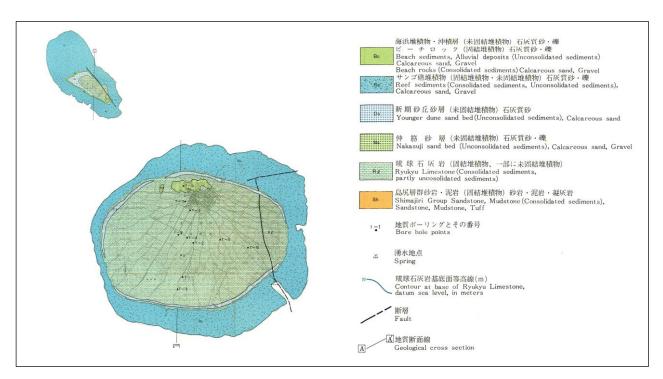


図 1-2 多良間村の表層地質

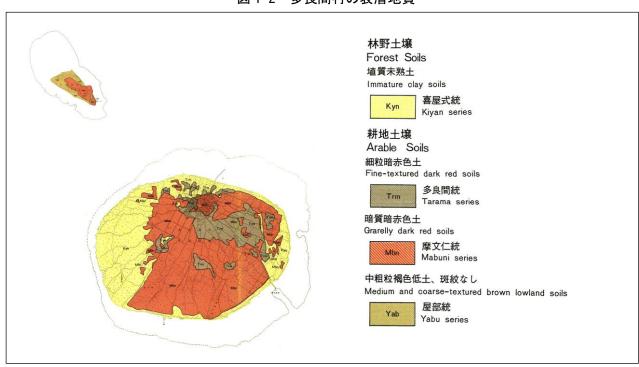


図 1-3 多良間村の土壌系統図

出典:土地利用分類基本調查(国土調查)

#### (3) 気候

高温多湿な亜熱帯海洋性気候に属し、冬季も比較的暖かく、夏季は海から吹く風が炎暑を和らげている。四季をとおして暖かい気候で、年平均気温の平年値は 24.1℃、年間降水量の平年値は 1986.8mm〔気象庁 仲筋 平年値(2003年~2010年)〕となっている。日降水量は 471.0mm(平成 24年9月 28日)を記録している。

通年では、 $1\sim2$  月が最も寒く、同月の最低気温の平年値は  $16\sim17$   $\mathbb C$ 、最低気温の極値は 6.1  $\mathbb C$  (平成 22 年 12 月 28 日) である。5 月上旬ごろから 6 月下旬までは梅雨期で、年降水量のおよそ 20%がこの時期に降り、梅雨が明けると本格的な夏が訪れ、9 月ごろまで連日 30 度以上の暑さが続く。これまでの最高気温の極値は 35.4  $\mathbb C$  (平成 21 年 8 月 2 日) となっている。近年は、地球的規模の気候変動により、最高気温は上昇し、最低気温は降下するという気候変動の激しさがうかがえる。

X									
西圭	降水量	平均気温	日最高気温	日最低気温	平均風速				
要素	(mm)	(°C)	(°C)	(°C)	(m/s)				
統計期間	2003~2010	2003~2010	2003~2010	2003~2010	2003~2010				
資料年数	8	8	8	8	8				
1月	115. 1	18. 5	21.0	16. 2	4. 9				
2 月	123. 9	19. 6	22. 4	17. 2	4. 8				
3 月	112. 4	20. 3	23. 3	17. 5	4. 8				
4 月	137. 6	22. 7	25. 7	20. 4	4. 5				
5 月	106. 8	25. 5	28. 4	23. 0	3. 9				
6 月	245. 8	27. 6	30. 4	25. 4	4. 7				
7月	100. 1	29. 4	32. 6	27. 2	5. 0				
8月	255. 3	28. 9	31. 9	26. 6	4. 3				
9月	279. 2	28. 0	31. 1	25. 5	4. 5				
10 月	203. 5	25. 9	28. 7	23. 8	5. 0				
11 月	210. 2	23. 4	26. 0	21. 2	4. 6				
12 月	96. 9	20. 0	22. 7	17. 5	4. 8				
年平均	1986. 8	24. 1	27. 0	21.8	4. 7				
200	·	·	·	·					

表 1-1 多良間村の気象状況

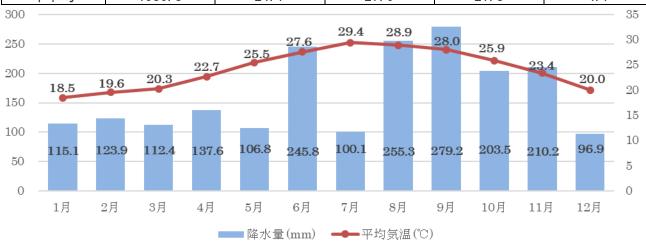


図 1-4 多良間村 月ごとの値(平年値)の気候状況

出典: 宮古島地方気象台

#### 2 社会的条件

#### (1) 人口及び世帯数

本村の住民基本台帳人口は、平成 17 年の 1,454 人をピークに、その後は減少を続け、令和 2 年 2 月末では 1,124 人(男 605 人、女 519 人)となっている。

減少傾向の主な要因は、生産年齢人口の減少と少子高齢化による年少者人口の減少が影響している。高齢者人口も減少気味ではあるが、他の年齢層と比較して大きな減少幅ではなく、そのため、高齢化が進行し、平成20年には高齢化率が25%を突破し、4人に1人以上が災害時に支援が必要となる高齢者という状況にある。

一方で、災害時に支援の中心となる青壮年の減少は、災害時の支援体制に影響するものであり、支援体制のあり方を検討する必要がある。

世帯数は540世帯前後で推移しているが、平成21年の567世帯をピークに減少傾向にあり、平成23年で530世帯となっている。1世帯当たりの世帯員数は年々減少傾向にあり、核家族化が進み、平成23年で2.42人となっている。世帯のうち約4割は「高齢者のいる世帯」であり、平成23年度で、高齢者単身世帯は77世帯、高齢者のみの世帯が53世帯となっており、合せて27%を占める。

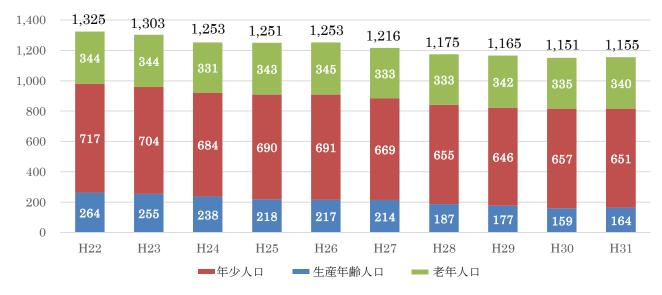


図 1-5 多良間村の人口動態

#### (2) 居住状況

平成24年9月現在における本村の建物棟数は、家屋棟数で633棟である。このうち、木造家屋は27棟である。

# (3) 産業 (就業構造)

平成 27 年の国勢調査による 15 歳以上の就業者数は 621 人であり、うち 258 人 (41.5%) が第一次産業従事者である。第三次産業従事者は 279 人であり 44.9%を占める。

表 1-2 15 歳以上産業別就業者数

		平成	17年	平成	22 年	平成	27 年
	総数	649	100.0%	645	100.0%	621	100.0%
第	1 次産業	265	40.8%	291	45. 1%	258	41. 5%
	農業	263		288		256	
	林業	_		1		1	
	漁業	2		3		2	
第2	2次産業	113	17. 4%	79	12. 2%	83	13. 4%
	鉱業	_		_		0	
	建設業	82		41		49	
	製造業	31		38		34	
第:	3次産業	269	41. 4%	270	41. 9%	279	44. 9%
	電気・ガス・水道業	9		6		9	
	情報通信・運輸業	24		18		19	
	卸・小売業	37		31		35	
	金融•不動産業	1		4		0	
	飲食•宿泊業	24		31		27	
	医療・福祉	30		44		40	
	研究・教育等	36		38		46	
	サービス業	48		34		37	
	公務	60		64		66	
分数	質不能の産業	2	0. 3%	5	0. 8%	1	0. 2%

出典:国勢調査

#### (4) 交通事情

#### ア 道路状況

平成29年4月1日現在の本村の道路状況は、県道が0.8km、村道が126.3kmあり、うち、県道では100%、村道では55.3%の舗装率である。

幅員 5.5m 以上の道路は、県道で 62.5%あるが、村道は 25.5%であり、特に、集落内 道路は全般的に幅員が狭く、消防用車両等の通行のため、路上駐車は厳禁とされる。

県道 205 号多良間港線は沖縄県宮古郡多良間村仲筋の多良間村役場と塩川の前泊港とを結ぶ、多良間島唯一の現存する県道である。

また、県道 233 号線は沖縄県告示第 169 号 (2013 年 3 月 15 日) により県道としては廃止され、多良間村に移管された。

表 1-3 道路整備状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

単位 (km)

区分	·	総延長	重用 延長	未供用 延長	実延長	步道設 置道路 実延長	車道 面積	道路 部面積	道路 敷面積
	一般 国道	0.0	0.0	0. 0	0. 0	0. 0	0.0	0.0	0.0
多良間島	主要 地方道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
夕 及 间 岛	一般 県道	0.8	0.0	0.0	0.8	0. 4	0. 5	0. 7	0. 7
	市町 村道	127. 6	2. 2	0. 6	124. 8	15. 5	48. 6	68. 9	83. 3
	一般 国道	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0.0	0.0	0. 0
水納島	主要地 方道	0.0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0.0	0.0	0.0
小响岛	一般 県道	0.0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0.0	0.0	0. 0
	市町 村道	1. 5	0.0	0.0	1. 5	0.0	0. 5	0. 6	0. 6
	一般 国道	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0.0	0.0	0.0
村合計	主要地 方道	0.0	0.0	0. 0	0. 0	0. 0	0.0	0.0	0.0
T 口 百 i	一般 県道	0.8	0	0	0.8	0. 4	0. 5	0. 7	0. 7
	市町 村道	129. 1	2. 2	0. 6	126. 3	15. 5	49. 1	69. 5	83. 9

出典:離島関係資料

#### イ 海路状況

周囲を海に囲まれた本村にとって、海上交通は宮古島との間を結ぶ重要な交通手段である。本村の海上交通は、平良港~前泊地区・普天間港地区間に営船の「フェリーたらまゆう (457 トン)」が毎日運航している。旅客定員は通常期 150 名、緊急時 250 名となっている。

自動車輸送能力は大型トラック(10t)6台及び乗用車5台、又は乗用車のみ23台となっており、生活物資等の大量輸送、並びに観光客を含めた島外からの訪問客の輸送など大きな役割を担っている。

港湾名(港種)	施設名	数量	最大対象船舶(トン数)
	岸壁(-5.5m)1バース	90m	2,000 D / W
並工胆洪	岸壁(-4.5m)1バース	65m	500 G / T
普天間港 (地方港湾)	物揚場(-3.5m)	40m	200 G / T
(地力)心局)	物揚場(-2.0m)	70m	3 <b>G</b> ∕T
	船揚場(-1.0m)	60m	
	岸壁(-4.5m)1バース	56m	
	岸壁(-4.5m)	80m	500 G / T
	網取施設	1基	
	物揚場(-2.0m)	50m	30G∕T
前泊港	物揚場(-2.0m)	40m	
(地方港湾)	物揚場(-2.0m)	161m	
	船揚場(-1.5m)	30m	
	船揚場(-1.5m)	7m	
	船揚場(-1.5m)	50m	
	浮桟橋	1基	20G∕T
	物揚場(-2.0m)	30m	3G/T
水納港	物揚場(-1.0m)	20m	1G/T
(地方港湾)	船揚場(-1.5m)	15m	
	船揚場(-2.0m)	10m	

表 1-4 港湾渓流施設状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

#### (注)①物揚場の対象船舶の船型は漁船とする。

②岸壁の対象船舶の船型は旅客船とする。

G/T(総トン数)・・・船舶の甲板から下の部分の容積と甲板から上の客室、船員用室などの容積を加えた数値は 100 立方フィートを 1 トンとして表したトン数である。

D/W (重量トン数)・・・貨物を満載状態の排水トン数から貨物を積んでいない時の排水トン数を引いた 重量で、積載できる総重量を表す。

出典:離島関係資料

表 1-5 フェリーたらまゆうの状況

フェリーた	フェリーたらまゆうの状況										
航路区間	平良港⇔多良間普天間港	就航年月	平成 19 年 7 月 25 日								
航海速力	17.20 ノット(最大 18.06 ノット)	全長	64.95m 総トン数:457 トン								
旅客定員	150 人(緊急時:250 人)	積載状況	乗用車 23 台、 または大型車 6 台プラス								

#### ウ 空路状況

航空交通は、琉球エアーコミューターによって宮古島~多良間島間を所要時間 20 分で 結ばれている。

現在の多良間空港は、機材の大型化による輸送力の拡大と安定運航及び快適性の向上を図るために旧空港から建設され、平成15年10月10日から供用開始され1,500mの滑走路を有している。多良間空港のエプロンは7,700㎡あり、緊急時のヘリポートとなる。

項目	概要
種別	地方管理空港(旧第3種空港)
設置管理者	沖縄県
所在地	宮古郡多良間村
標点位置	北緯 24°39′14″ 東経 124°40′31″
標高	10. 3m
空港面積	348, 737 m <sup>2</sup>
着陸帯	1,620m×150m D級
滑走路	1,500m×45m LA-4
誘導路	77. 5m × 18m
エプロン	7,700㎡ プロペラ機用 2バース
航空灯火	進入角指示灯、滑走路末端識別灯
航行援助施設	VOR/DME
運用時間	08:00~18:00 (10 時間)

表 1-6 多良間空港施設概況

VOR (VOL/TAC)・・・超短波全方向性無線標識施設 DME (T-DME)・・・距離測定装置

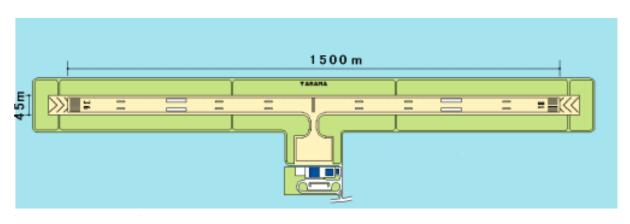


図 1-6 多良間空港施設概況

出典:離島関係資料

#### 3 災害の概況

多良間村における災害は、台風による農林水産業関係の被害及び原野や住宅等の火災が中心となっている。周囲を海に囲まれ地形的にも平坦であるが、集落の位置と島を取囲む発達したサンゴ礁等によって高潮又は高波等による大きな被害は現在まで見受けられない。

本村の台風による被害のほとんどは農作物及び畜産関係施設等への被害である。

平成 20 年から令和元年の間に宮古島地方に接近した台風が 51 個、石垣島地方に接近した台風が 49 個あり、中でも大きな被害があった主な台風を下記に示す。

また近年、本村での火災発生はない。

表 1-7 近隣気象台の台風接近・通過数

年観測地	平 成 20 年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令 和 元年
宮古島	1	2	3	4	7	6	3	5	4	4	6	6
石垣島	4	2	3	3	4	6	4	5	3	3	6	6

出典:沖縄気象台 「台風の宮古島への接近数」、「台風の石垣島への接近数」

### 【宮古島地域に襲来した主な台風の被害状況】

#### ① 第1宮古島台風(昭和34年台風第14号サラ)

襲来年月日:昭和34年9月15日

最大風速:53.0m/s (宮古島)

最大瞬間風速:64.8m/s (宮古島)

死傷者: 47 名

7割の住屋が損壊

### ② 第2宮古島台風(昭和41年台風第18号コラ)

襲来年月日:昭和41年9月5日

最大風速:60.8m/s (宮古島)

最大瞬間風速:85.3m/s (宮古島)

降水量:297.4mm(宮古島、3~6日)

傷 者:41名

住宅全半壊:7,765戸

#### ③ 平成 15 年台風第 14 号 マエミー

襲来年月日:平成15年9月10日、11日

最大風速:38.4m/s (宮古島)

最大瞬間風速:74.1m/s (宮古島)

降水量:470.0mm (宮古島、9~12日)

死傷者:94名(うち死者1名)

住宅全半壊:102棟(うち全壊19棟)

平成 29 年度

平成30年度

#### 4 海上保安庁による救急患者空輸実施状況

離島村の抱える問題として孤立性及びこれに伴う医療面での不安があげられる。本村においても県立宮古病院付属診療所により、村民の健康維持や治療が行われているものの設備面では本島地域と比べ十分とはいえない。そのため急患や事故等が発生すると適切な医療機関への移送が必要となる事態が生じてくる。

島内で対処困難な救急患者が発生した場合、海上保安庁のヘリコプターによる宮古島または石垣島への空輸が行われている。

海上保安庁による急患搬送 ドクターヘリによる急患搬送 自衛隊による急患搬送 年度 回数 患者数 医師等 添乗率 回数 患者数 医師等 添乗率 回数 患者数 医師等 添乗率 平成22年度 76.9% 平成23年度 100% 平成24年度 92.9% 平成 25 年度 100% 平成 26 年度 100% 平成27年度 100% 平成 28 年度 100% 

表 1-8 急患空輸状況及び医師等添乗件数

100%

100%

100%

出典:離島関係資料

<sup>・</sup>表中の「医師等」とは、医師、医介輔、看護師、准看護師、保健師及び助産師のことである。

<sup>・</sup>表中の「添乗率」とは、1件に対する医師等の添乗する割合である。

# 第5節 災害の想定

本計画では、多良間村地域内及び周辺地域における気象や地勢及び地質等の地域特性によって起こりうる災害(台風、豪雨、高潮、大規模な火事、地震、その他の災害)を重点とし、災害救助法適用程度の災害を想定する。

#### 1 台風、高潮

想定台風は宮古・八重山諸島に来襲する台風の特徴を考慮して、影響が大きくなる台風を想定台風に選定した。宮古・八重山諸島の南を西進する台風、宮古島の西および真上を北上する台風、石垣島と西表島の間を北上する台風、西表島の西側を北上する台風の5つを想定台風とした。想定台風の作成にあたっては、既往の台風のなかから宮古・八重山諸島に被害を与え、県民によく知られた台風を選ぶこととした。その結果、①宮古島の真上を北上する台風として台風 0314 (MAEMI)、②宮古島の西を北上する台風として台風 5914 (SARAH)、③石垣島と西表島の間を北上する台風として台風 0613C (SHANSHAN)、④西表島の西を北上する台風として台風 0613W (SHANSHAN)、⑤宮古・八重山諸島の南側を西進する台風として台風 6911 (ELSIE)の5つの台風を想定台風に選定した。これらの台風の経路および中心気圧を変更し、宮古・八重山諸島を通過時に最も影響が大きくなるように想定台風を作成した。なお、最低中心気圧については、平成19年沖縄県津波・高潮被害想定調査業務(沖縄本島沿岸域)と同様に、870hPa とした。

類 型	想定台風	選定理由						
転向型 T0314		2002 在京士自大泽源」と時に被宗大士とこした公司						
(宮古諸島通過)	(MAEMI)	2003 年宮古島を通過した時に被害をもたらした台風						
転向型	T5914	宮古・八重山諸島東部地域(宮古島付近)を通過した						
(宮古諸島通過)	(SARAH)	H) 最大規模の台風						
転向型/検証用	T0613C	宮古・八重山諸島東部地域(八重山諸島付近)を通過						
(八重山諸島通過)	(SHANSHAN)	した最大規模の台風						
転向型/検証用	T0613W	宮古・八重山諸島東部地域(八重山諸島付近)を通過						
(八重山諸島通過)	(SHANSHAN)	した最大規模の台風						
<b></b>	T6911	宮古・八重山諸島の南縁を通過した最大規模の台風						
四進至	(ELSIE)	呂白・八里山商島の円稼を通過した販人規模の台風 						
	転向型 (宮古諸島通過) 転向型 (宮古諸島通過) 転向型/検証用 (八重山諸島通過) 転向型/検証用	転向型T0314(宮古諸島通過)(MAEMI)転向型T5914(宮古諸島通過)(SARAH)転向型/検証用T0613C(八重山諸島通過)(SHANSHAN)転向型/検証用T0613W(八重山諸島通過)(SHANSHAN)西進型T6911						

表 1-9 想定台風

出典:沖縄県津波・高潮被害想定調査

#### ●宮古諸島(宮古島・多良間島)における高潮潮位偏差

宮古諸島については、宮古島の真上を通過する T0314、宮古島と多良間島の間を通過する T5914 の影響が最も大きく、台風中心付近での吹き寄せ効果や吸い上げ効果による水位上昇が予測される。特に、T0314 の通過に伴い、人口密集地である M1・M2 ブロックで、高潮潮位 偏差が 2~3mと想定された。また、宮古島については、台風の経路が比較的離れている他の 台風による大きな高潮潮位偏差は見られず 1m未満の偏差が想定される。

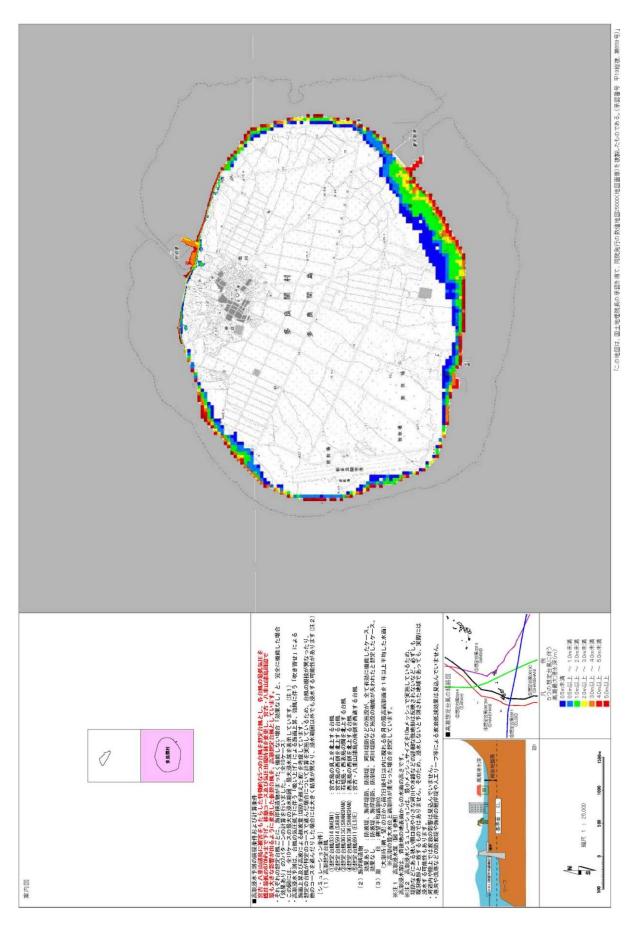
#### ●浸水シミュレーション結果

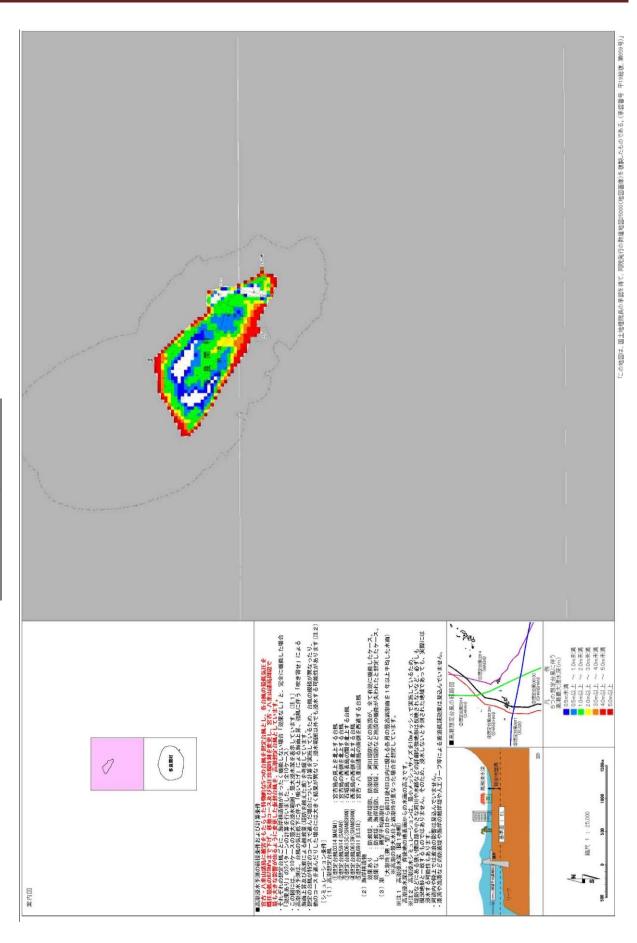
宮古・八重山諸島に被害をもたらした特徴的な5つの台風を想定台風とし、各台風の最低 気圧を870hPaまで下げ、移動コースも宮古・八重山諸島通過時に最も大きな影響がでるよう に変更した仮想台風を想定台風とし、浸水シミュレーションを実施した。

海岸構造物が有効に機能した場合と機能しなかった場合を比較すると、浸水位が海岸構造物の天端高と同等あるいは越える場合が多かったため、構造物の浸水に対する効果は明確にはならなかった。これは、漁港・港湾等の防波堤あるいは、海岸の離岸堤等による波浪低減効果を見込んでいないことも理由に挙げられる。

本業務では、平成19年度沖縄県津波・高潮被害想定調査業務(沖縄本島沿岸域)の検討と同様に、最低中心気圧が870hPaにもなるスーパー台風を想定して浸水域を予測したが、浸水する地域は海岸や河川に沿う限られた地域であり、浸水地域の周辺には避難する場所が多い。そのため、地域の特性に合った避難計画の作成と住民の適切な避難行動により、被害を最小限におさえることは十分可能である。

なお、高潮浸水想定結果の図を以降に示す。





#### 2 地震及び津波

本村の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被 害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」(平成25年度)に基づき、被害の概要を以下に まとめる。

#### (1) 地震・津波の被害想定

#### ア 想定地震

沖縄県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、想定された25の地震の中から宮古・八重山地域周辺に関連するものを選別して記載する。

なお、本村における最大震度は6強となっており、八重山諸島南方沖地震3連動と石垣島北方沖地震によるものと想定されている。

	20 10 20	及 件从以台 1 次100 心足心皮 兒 \ 10417	
想定地震	マグニ チュード	揺れ等の特徴(予測最大震度)	備考
宮古島断層	7. 3	宮古島において震度が大きい(7)	前回調査 (平成 21 年 度) より
八重山諸島南西沖地震	8. 7	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
八重山諸島南方沖地震	8. 8	津波浸水深の最大値を示す(6 弱)	
八重山諸島南東沖地震	8. 8	津波浸水深の最大値を示す(6 弱)	平成 23・24
石垣島南方沖地震	7. 8	黒島において震度が大きい(6弱)	年度津波 被害想定
石垣島東方沖地震	8. 0	石垣島において震度が大きい(6強)	調査より
石垣島北方沖地震	8. 1	西表島、多良間島において震度が大きい (6強)	
八重山諸島南方沖地震 3 連動	9. 0	先島諸島広域において震度が大きい(6強)	
宮古島スラブ内	7. 8	宮古島全域、伊良部島において震度が大きい (6強)	平成 25 年度
石垣島スラブ内	7. 8	石垣島市街地において震度が大きい(6強)	に新規設定

表 1-10 地震・津波被害予測の想定地震一覧(抜粋)

出典:平成25年度沖縄県地震被害想定調査

#### イ 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度(地震動)、液状化危険度、建築物被害(揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災)、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、村民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の12時、冬の18時の3シーンとした。

# ウ 被害予測

表 1-11 地震・津波被害量予測一覧(抜粋)

想定地震	死者数 (津波)	重傷者数 (津波)	軽傷者数 (津波)	避難者数	效者[人]	全壊 (津波)
	[人]	[人]	[人]	直後	1週間後	〔棟〕
宮古島断層による地震	26	263	922	2, 397	3, 462	2, 648
   八重山諸島南西沖地震	26	169	416	625	394	329
八里田韶岛用四介地展	(25)	(159)	(307)	023	334	(140)
八重山諸島南方沖地震	108	472	1, 039	1, 430	1, 063	922
八里山胡岛用力冲地展	(107)	(461)	(893)	1, 430	1,003	(721)
八重山諸島南東沖地震	93	681	1, 880	5, 381	2, 648	1, 466
八里山珀岛用米/P地层 	(91)	(656)	(1, 273)	0, 301		(235)
石垣島南方沖地震	1, 729	3, 004	5, 902	16, 992	6, 138	3, 795
1 坦岛用力冲地展	(1, 727)	(2, 986)	(5, 788)	10, 992	0, 130	(3547)
石垣島東方沖地震	2, 150	3277	6523	18, 546	7, 865	5, 066
石坦岛米刀冲地展 	(2, 145)	(3, 223)	(6, 240)	10, 540	7, 803	(4, 442)
石垣島北方沖地震	122	602	1, 396	4, 940	1, 200	686
1型局北刀冲地展	(118)	(560)	(1, 084)	4, 340	1, 200	(188)
八重山諸島南方沖地震	11, 340	37, 781	78, 633	178, 501	152, 397	58, 346
3 連動	(11, 109)	(35, 846)	(69, 179)	170,001	102, 097	(35, 308)
宮古島スラブ内地震	18	195	844	1, 987	2, 811	1, 995
石垣島スラブ内地震	17	108	594	1, 383	1, 166	1, 163

想定地震	半壊 (津波)	断水	都市ガス停止	下水道 被害	停電	通信機能障害
	〔棟〕	[人]	[戸]	[人]	[軒]	[回線]
宮古島断層による地震	4, 073	23, 652	0	3, 876	7, 081	4, 711
八重山諸島南西沖地震	834 (158)	196	0	4, 477	1, 204	626
八重山諸島南方沖地震	1, 324 (446)	1, 080	0	4, 821	2, 986	1, 341
八重山諸島南東沖地震	5, 293 (702)	12, 769	897	143, 117	1, 027	617
石垣島南方沖地震	3, 354 (2694)	11, 754	0	9, 178	11, 959	11, 001
石垣島東方沖地震	4, 076 (2, 551)	15, 075	0	13, 510	15, 541	13, 872
石垣島北方沖地震	2, 698 (931)	882	0	5, 839	3, 580	2, 478
八重山諸島南方沖地震 3 連動	70, 714 (2, 278)	775, 977	53, 000	629, 135	223, 506	137, 860
宮古島スラブ内地震	3, 958	18, 276	0	5, 269	5, 872	3, 906
石垣島スラブ内地震	2, 920	412	0	5, 219	5, 909	4180

注:(津波)の欄は津波による被害数である。

出典:平成25年度沖縄県地震被害想定調査

#### エ 市町村一律の直下型地震について

アの想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード 6.9 程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、村の地震防災マップの作成等、全市町村の地震対策の基礎資料となるように、 県下各市町村の直下でマグニチュード 6.9 の地震を想定し、イの被害項目について予測 を行った。

#### (2) 津波の浸水想定

沖縄県の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要 を以下にまとめる。

ア 切迫性の高い津波これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成 18・19 年度)の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

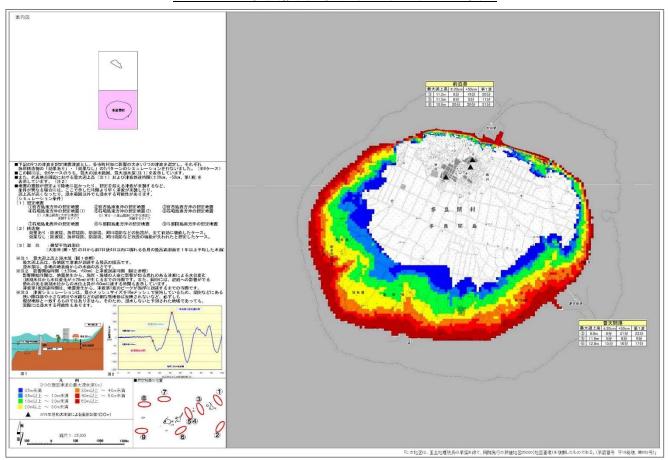
表 1-12 「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成 18・19 年度) 津波浸水想定のモデル一覧 (宮古・八重山諸島沿岸域)

	波源位置(モデル名)	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)
1	宮古島東方沖(CO4W)	80km	40km	4m	7.8
2	宮古島南東沖(DO6N)	80km	40km	4m	7.8
3	宮古島西方沖(CO5E)	80km	40km	4m	7.8
4	石垣島東方沖1 (CO6W)	80km	40km	4m	7.8
<b>⑤</b>	石垣島東方沖2 (NM11)	60km	30km	20m	7.8
6	石垣島南方沖(IMOO)	40km	20km	20m	7.7
0	石坦岛用力件(IMOO)	15km	10km	90m	(※2)
7	石垣島北西沖(AO3N)	80km	40km	4m	7.8
8	与那国島北方沖(A01N)	80km	40km	4m	7.8
9	与那国島南方沖 (GYAK)	100km	50km	5m	7. 9

<sup>※1</sup> マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

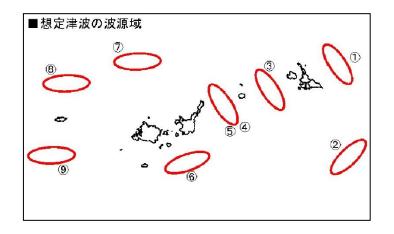
<sup>※2</sup> ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

# 図 1-9 津波浸水予測図(平成 19 年)

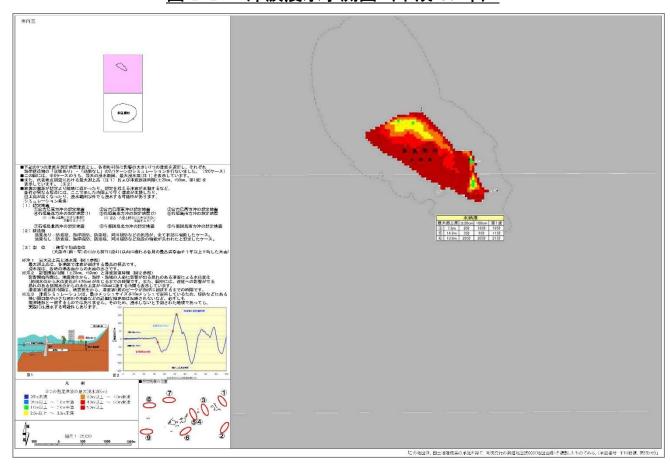


	前泊港								
NO	最大遡上 高	影響開始 時間(± 20cm)	影響開始 時間(± 50cm)	第1波					
3	11.2m 8分		19 分	20 分					
(5)	11.5m	6分	9分	11 分					
6	10.6m	20 分	20 分	21 分					

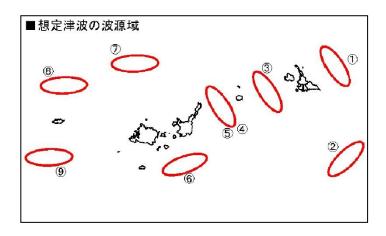
NO	最大遡上高	影響開始時 間 (±50 c m)	第1波					
3	8.0m	8分	21 分	22 分				
5	11.9m	5分	6 分	9分				
6	12.0m	15 分	16 分	17分				



# 図 1-10 津波浸水予測図(平成 19 年)



	水納港							
NO	NO 最大遡上高 影響開始 影響開始時   時間(± 間(±50c 第1波 20cm) m)							
3	7.5m	8分	18分	19分				
<b>⑤</b>	14. 2m	3分	6 分	11 分				
6	13.6m	20 分	20 分	21 分				



イ 最大クラスの津波これまでの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。「沖縄県津波被害想定調査」(平成23・24年度)の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

表 1-13 「沖縄県津波被害想定調査」(平成 23・24 年度) 津波浸水想定のモデル一覧

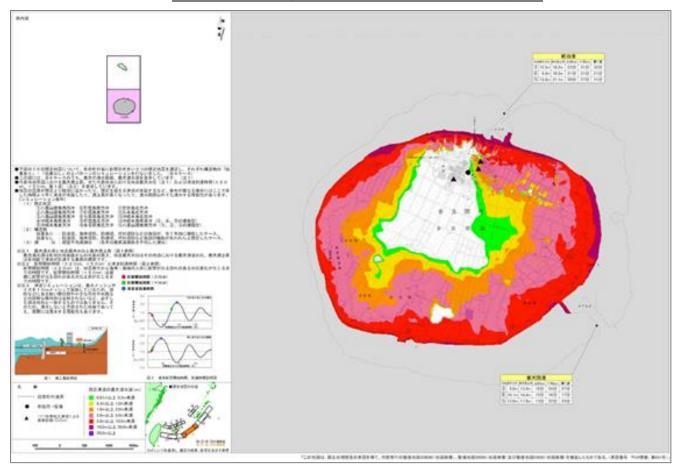
No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
1	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8. 7
2	八重山諸島南方沖地震(※2)	300km	70km	20m	8. 8
3	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
4	沖縄本島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
<b>⑤</b>	沖縄本島東方沖地震	300km	70km	20m	8.8
6	万垣自南 <b>士</b> 池地震(※2)	40km	20km	20m	7.8
0	石垣島南方沖地震(※2)	15km	10km	90m	(※3)
7	石垣島東方沖地震(※2)	60km	30km	20m	8. 0
8	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8. 1
9	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8. 1
10	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8. 1
11)	宮古島北方沖地震	130km	40km	8m	8. 1
12	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8. 1
13	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8. 1
		240km	70km	20m	
14)	3 連動沖縄本島南東沖地震	170km	70km	20m	9. 0
		260km	70km	20m	
		200km	70km	20m	
15)	3 連動八重山諸島南方沖地震	175km	70km	20m	9. 0
		300km	70km	20m	

※1:マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2:1771 年八重山地震津波の再現モデルである。

※3:地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

# 図 1-11 津波浸水予測図(平成 25 年 3 月)



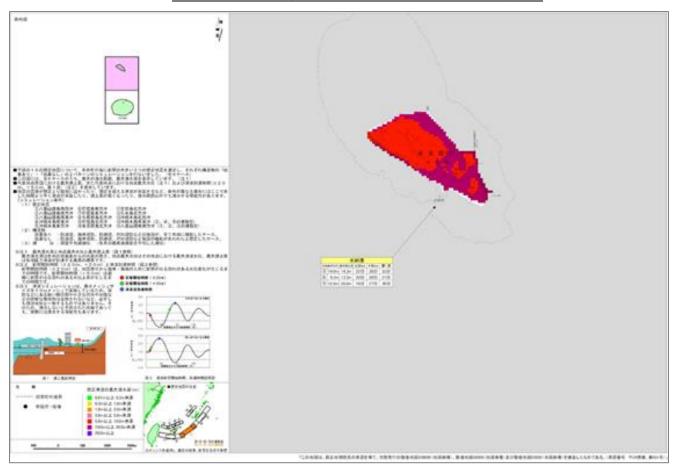
	前泊港							
NO	地点最大水位	最大遡 上高	影響開 始時間 (±20 c m)	影響開 始時間 (±50 c m)	第1波			
3	12.5m	18. 2m	22 分	31 分	32 分			
6	6.9m	10.3m	21 分	21 分	21 分			
15	13.6m	21.1m	20 分	27 分	31 分			

	** — BB **							
		晋	天間港					
NO	地点最 大水位	最大遡 上高	影響開 始時間 (±20	影響開 始時間 (±50	第1波			
			c m)	c m)				
3	9.6m	13. 4m	16 分	24 分	27 分			
6	10.1m	16.4m	15 分	16 分	17 分			
15	12.0m	17.8m	13 分	22 分	23 分			



第1編-25

# 図 1-12 津波浸水予測図(平成 25 年 3 月)



	水納港								
NO	地点最 大水位	最大遡 上高	影響開 始時間 (±20 c m)	影響開 始時間 (±50 c m)	第1波				
3	14. 0m	14. 3m	22 分	30 分	33 分				
6	9. 3m	13. 3m	20 分	20 分	21 分				
15)	12. 9m	20. 2m	18 分	27 分	30 分				



第1編-26

ウ 最大クラスの津波(津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定)平成24年度の津波浸水想定以後、新たな知見(津波履歴等)を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、宮古・八重山諸島沿岸域の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.8に設定したものである。想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりであり、津波浸水想定結果の図を以降に示す。

表 1-14 「沖縄県津波被害想定調査」(平成 26 年度) 津波浸水想定のモデル一覧

No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
1	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8. 7
2	八重山諸島南方沖地震(※2)	300km	70km	20m	8. 8
3	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8. 8
4	沖縄本島南方沖地震	100km	50km	12m	8. 2
(5)	沖縄本島南東沖地震(※4)	100km	50km	12m	8. 2
6	沖縄本島東方沖地震	100km	50km	12m	8. 2
7	沖縄本島北東沖地震	100km	50km	12m	8. 2
8	石垣島南方沖地震(※2)	40km	20Km	20m	7. 8
	石坦岛用力冲地展(次Z) 	15km	10Km	90m	(※3)
9	石垣島東方沖地震(※2)	60km	30km	20m	8. 0
10	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8. 1
11)	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8. 1
12	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8. 1
13	宮古島北方沖地震	130km	40km	8m	8. 1
14	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8. 1
15	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8. 1
		200km	70Km	20m	
16	3 連動八重山諸島南方沖地震	175Km	70Km	20m	9. 0
		300Km	70Km	20m	

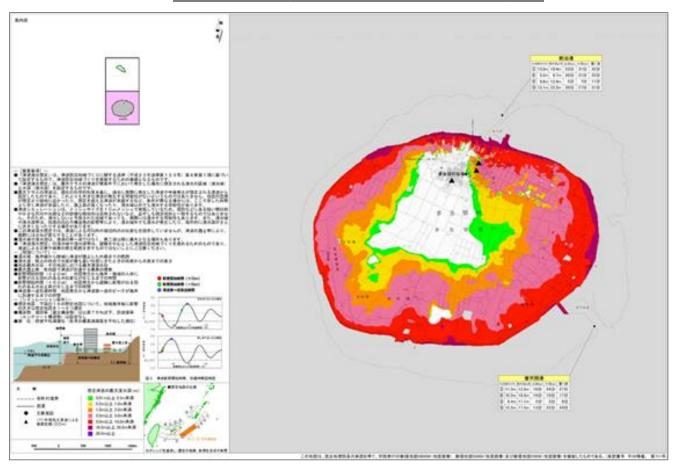
※1:マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2:1771 年八重山地震津波の再現モデルである。

※3:地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

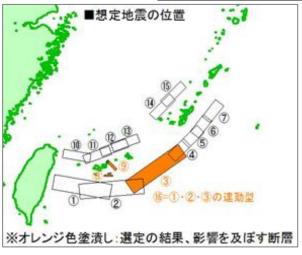
※4:1791年の地震の再現モデル。

# 図 1-13 津波浸水予測図(平成 27 年 3 月)



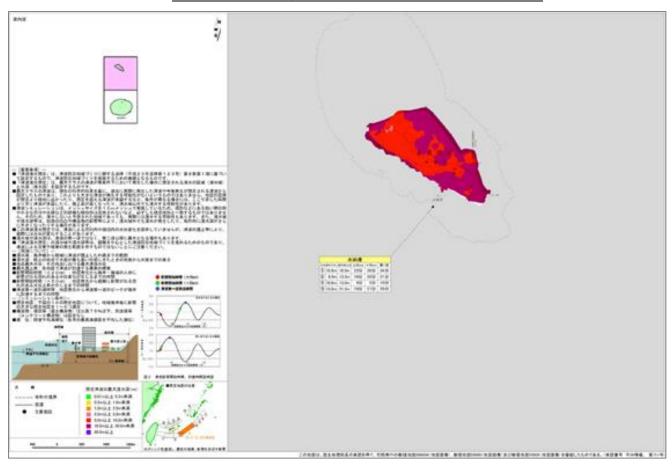
	前泊港								
NO	地点最 大水位	最大遡 上高	影響開 始時間 (±20 cm)	影響開 始時間 (±50 c m)	第1波				
3	13.9m	18.4m	23 分	31 分	32 分				
8	5. 2m	9.7m	20 分	21 分	22 分				
9	9.6m	12. 4m	5分	7分	11 分				
16	13. 1m	22. 3m	20 分	27 分	31 分				

	普天間港							
NO	地点最 大水位	最大遡 上高	影響開 始時間 (±20 c m)	影響開 始時間 (±50 c m)	第1波			
3	11. 2m	13.9m	16 分	24 分	27 分			
8	10.5m	16.6m	16 分	16分	17 分			
9	8. 4m	11.1m	2分	3分	9分			
16	12.5m	17.5m	13分	22 分	24 分			

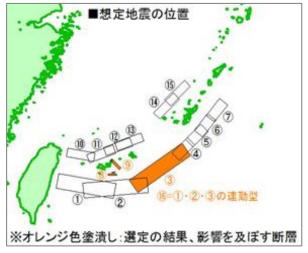


第1編-28

# 図 1-14 津波浸水予測図(平成 27 年 3 月)



	水納港								
NO	地点最 大水位	最大遡 上高	影響開 始時間 (±20 c m)	影響開 始時間 (±50 c m)	第1波				
3	15.8m	16.9m	22 分	30 分	34 分				
8	8.9m	13.5m	19 分	20 分	21 分				
9	10.6m	13.0m	4 分	5分	10 分				
16)	12.8m	21. 2m	19 分	27 分	29 分				



第1編-29

# 第6節 多良間村防災ビジョン

本計画に基づき、多良間村及び防災に関わる機関・団体、地域住民、地域事業所等が一連の防災活動を適切に実施するため、防災意識の高揚とともに周知・広報を図ることを目的として、防災ビジョンを定めるものとする。

#### 1 基本理念と基本目標

地域の防災に当たっては、災害時における応急対策活動の迅速かつ円滑な実施、並びに災害を最小限に食い止めるための防災関係機関における各種災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る」とともに、「お互い助け合う」という意識を持つことが重要である。

本計画では、以下に示す基本理念、基本目標に即して各種施策を推進するものとする。

基本理念	村民の生命や財産の安全及び安心な村民生活の確保
基本目標	①災害に強いひとづくり
	②災害に強いむらづくり
	③実践的な応急及び復旧対策を確立する

### ① 災害に強いひとづくり

村民が防災に対する強い関心と正しい意識を身につけ、災害発生時においても冷静に行動・対処できる村民の育成を推進する。

#### ② 災害に強いむらづくり

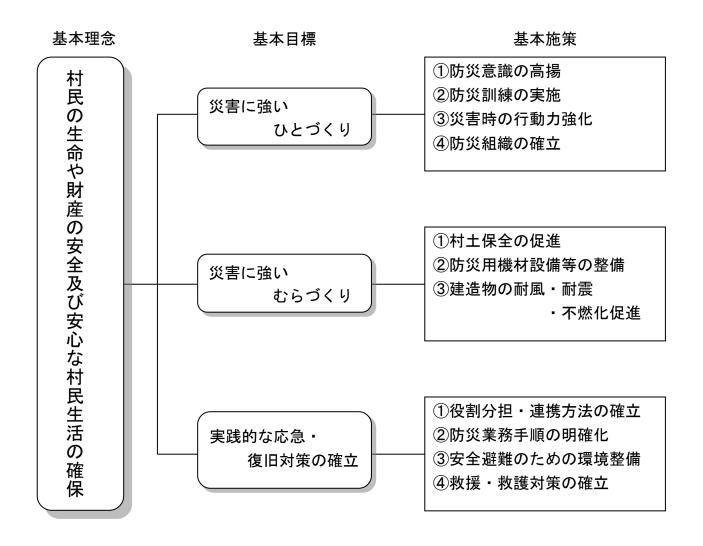
災害に対する万全の備えを有し、また「災害発生防止機能」、「災害拡大防止機能」、「安全ゾーン確保機能」を不断に維持することにより、災害に強い村づくりを進める。

#### ③ 実践的な応急及び復旧対策を確立する

災害発生時において迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制、資機 材等の整備を推進し、災害復旧を効率的に進める。

#### 2 施策体系

多良間村地域防災計画の施策体系は、次のとおりとする。



# 第7節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

多良間村及び本村の地域を管轄する県機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体及びその他防災上重要な施設管理者等が防災に関し処理すべき事務又は 業務の大綱については、おおむねは次のとおりである。

#### 1 村機関

#### (1) 多良間村

- ①村防災会議及び村災害対策本部に関する事務
- ②防災に関する広報・教育・訓練の実施
- ③防災に必要な物資や資材の備蓄、整備及び点検
- ④防災に関する施設や設備の整備
- ⑤災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- ⑥災害情報の収集、伝達及び被害調査
- ⑦水防、消防、救助その他の応急措置
- ⑧災害時の保険衛生及び文教対策
- ⑨災害時における交通輸送の確保
- ⑩災害廃棄物の処理
- ⑪被災施設の災害復旧
- ⑩被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- ③地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策の調整
- ⑤防災に関する調査研究
- 16防災まちづくり事業の推進
- ⑪住民等への災害時の広報及び災害相談の実施
- ®災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協力
- ⑪その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

#### (2) 多良間村消防団

- ①救助、救出活動及び避難の誘導に関すること
- ②消防、水防及び応急措置に関すること
- ③住民への予報の伝達に関すること
- ④社会公共施設、危険物取扱所等の災害防止のための誘導、監督に関すること

#### 2 県機関

#### (1)沖縄県

- ①県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- ②防災に関する広報・教育・訓練の実施
- ③防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- ④防災に関する施設及び設備の整備
- ⑤災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- ⑥災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7)水防、消防、救助、その他の応急措置
- ⑧災害時の保健衛生及び文教対策
- ⑨災害時における交通輸送の確保
- ⑩災害廃棄物の処理に係る調整及び事務
- ⑪被災施設の災害復旧
- ⑩被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等対策
- ③村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助および調整
- ④村内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び村外からの応援等の調整
- ⑤その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

#### (2)沖縄県宮古事務所

①所管に係わる施設の災害予防や災害時における応急対策及び災害復旧対策、並びにこれらの指導

#### (3) 沖縄県立宮古病院及び同附属多良間診療所

- ①災害時における医療及び救護活動、並びにその他医療救護に関する活動の実施
- ②宮古病院等への連絡・通報 (多良間診療所)

#### (4)沖縄県宮古保健所

①災害時における衛生対策及び指導

#### (5) 宮古島警察署

- ①災害警備計画に関すること
- ②被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- ③被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること
- ④交通規制・交通管制に関すること
- ⑤死体の見分・検視に関すること
- ⑥犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること

#### 3 指定地方行政機関

#### (1) 沖縄総合事務局

- ①総務部
- ・沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整
- ・沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括
- ②財務部
- ・地方公共団体に対する災害融資
- ・災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
- ・公共十木等被災施設の香定の立会
- ・地方自治体単独災害復旧事業(起債分を含む)の査定
- ③農林水産部
- ・農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
- ・農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
- ・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
- ・応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策
- 4)経済産業部
- ・災害時における所掌に係わる物資の需給及び価格の安定対策
- ・被災商工業者に対する金融、税制及び労務
- ⑤開発建設部
- ・直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策
- ・公共土木施設の応急復旧の指導、支援
- ⑥運輸部
- ・災害時における陸上及び海上輸送の調査及び車両、船舶等の安全対策
- ・災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海の協力要請
- 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整

#### (2)沖縄森林管理署

- ①国有林野の保安林、治山事業等の防災管理及び整備
- ②災害応急用材の需給対策
- ③国有林における災害復旧
- ④林野火災防止対策

### (3) 第十一管区海上保安本部

- ①警報等の伝達に関すること
- ②情報の収集に関すること
- ③海難救助等に関すること
- ④緊急輸送に関すること
- ⑤物資の無償貸与又は譲与に関すること
- ⑥関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること
- ⑦流出油等の防除に関すること
- ⑧海上交通安全の確保に関すること
- ⑨警戒区域の設定に関すること
- ⑩治安の維持に関すること
- 印 危険物の保安措置に関すること

### (4) 沖縄気象台(宮古島地方気象台)

- ①気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- ②気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- ④市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- ⑤防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

#### (5)沖縄総合通信事務所

- ①非常の場合の電気通信の監理(非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など)
- ②災害時における非常通信の確保
- ③災害対策用移動通信機器の貸出
- ④沖縄地方非常通信協議会との連携・調整

#### (6)沖縄労働局

- ①災害時における労働災害防止対策
- ②災害に関連した失業者の雇用対策

#### (7)沖縄防衛局

- ①米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
- ②所有財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
- ③「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡 調整
- ④日米地位協定等に基づく損害賠償
- ⑤地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等

### (8) 九州管区警察局

- ①警察災害派遣隊の運用及び調整に関すること
- ②災害時における他管区警察局との連携に関すること
- ③管区内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること
- ④災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
- ⑤災害時における警察通信の運用に関すること
- ⑥津波警報等の伝達に関すること

### (9) 九州厚生局

- ①災害状況の情報収集、通報に関すること
- ②関係職員の現地派遣に関すること
- ③関係機関との連絡調整に関すること

### (10) 那覇産業保安監督事務所

- ①鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策
- ②災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保

### (11) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所

- ①災害廃棄物等の処理対策に関すること
- ②環境監視体制の支援に関すること
- ③飼育動物の保護等に係る支援に関すること

### (12) 国土地理院沖縄支所

- ①地殻変動の監視に関すること
- ②災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- ③復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること

### 4 自衛隊

- ①災害派遣の準備
- ・災害に関する情報の収集
- ・災害派遣に関する計画の整備
- ・災害派遣に関する準備の実施
- ・災害即応体制の維持向上
- ・防災訓練への参加
- ②災害派遣の実施
- ・人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応 急復旧の実施
- ・災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

### 5 指定公共機関

- (1) NTT西日本(株)沖縄支店、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株)
  - ①電信電話施設の保全と重要通信の確保

# (2)(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)

①移動通信施設の保全と重要通信の確保

### (3)日本銀行(那覇支店)

①銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する。

### (4)日本赤十字社(沖縄県支部)

- ①災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること
- ②地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に 関すること
- ③義援金品の募集及び配分の協力に関すること
- ④災害時における血液製剤の供給に関すること

### (5)日本放送協会(沖縄放送局)

①気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

### (6) 沖縄電力(株) 離島カンパニー多良間電業所

- ①電力施設の整備と防災管理
- ②災害時における電力供給確保

### (7) 日本郵便(株) 沖縄支社 多良間営業所

- ①災害時における郵便事業運営の確保
- ②災害時における郵便事業に係わる災害特別事業取扱
- ③災害時における窓口業務の確保

### (8) 多良間海運

①災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保

### 6 指定地方公共機関

- (1)(一社)沖縄県医師会
  - ①災害時における医療及び助産の実施

### (2)(公社)沖縄県看護協会

①災害時における医療及び看護活動(助産を含む)への協力

### (3)(一社)沖縄県バス協会

- ①災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整
- ②災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整

### (4) 琉球海運(株)

①災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保

# (5)日本トランスオーシャン航空(株)

①災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保

# (6) (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会

①高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備に係る復旧 支援

### (7)(一社)沖縄県婦人連合会

①災害時における女性の福祉の増進

# (8)沖縄セルラー電話(株)

①電気通信の疎通の確保と重要通信の確保

### (9)(一社)沖縄県薬剤師会

①災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること

### (10)(社福)沖縄県社会福祉協議会

- ①沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること
- ②生活福祉資金の貸付に関すること
- ③社会福祉施設との連絡調整に関すること

### (11) (一財)沖縄観光コンベンションビューロー

- ①観光危機への対応に関すること
- ②観光・宿泊客の安全の確保に関すること

### (12)(公社)沖縄県トラック協会

①災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること

### (13) 沖縄テレビ放送(株)

①気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及

### (14) 琉球放送(株)

①気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及

### (15) 琉球朝日放送(株)

①気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及

# (16) (株) ラジオ沖縄

①気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及

### (17) (株)エフエム沖縄

①気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及

### (18) (一社) 沖縄県歯科医師会

①災害時における歯科医療、救護及び保健衛生活動

# 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1)(公財)沖縄県国際交流・人材育成財団
  - ①外国人に関する情報提供等の協力に関すること

### (2) 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合

①観光・宿泊客の安全の確保に関すること

### (3)(公社)沖縄県獣医師会

①災害時の動物の医療保護活動に関すること

#### (4)(一社)沖縄県建設業協会

- ①災害時の重機等による救援活動の協力に関すること
- ②災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること

### (5) 沖縄県土地改良事業団体連合会

- ①農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関すること
- ②農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること

### (6) 沖縄県農業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県森林組合連合会

- ①農林漁業関係者の安全の確保に関すること
- ②農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
- ③災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること
- ④農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること
- ⑤被災農林漁業者の再建支援に関すること

# (7) 県内各商工会議所、沖縄県商工会連合会

- ①被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
- ②救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること
- ③災害時における物価安定についての協力に関すること

### (8) (一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会

①災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者 等の輸送の協力に関すること

#### (9)(公財)沖縄県交通安全協会連合会

- ①避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること
- ②被災地及び避難場所の警戒に関すること
- ③関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関すること

### (10) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合

①石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関すること

### (11)(一社)沖縄県産業廃棄物協会

①災害廃棄物処理についての協力に関すること

#### (12)(公社)沖縄県環境整備協会

①災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に 関すること

#### (13)上下水道指定工事店

①災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関すること

# (14) 危険物等取扱事業者

- ①危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること
- ②災害時における石油等の供給に関すること

# (15)社会福祉施設管理者

①入所者及び通所者の安全の確保に関すること

# (16)病院管理者

- ①入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること
- ②被災傷病者の救護に関すること

# (17) 学校法人

- ①児童及び生徒等の安全の確保に関すること
- ②施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関すること

# (18) 金融機関

①被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること

# 第8節 村民及び事業者等の責務

多良間村民及び村内の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のと おりとする。

### (1)村民

- ①防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
- ②自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- ③飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検
- ④消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- ⑤警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- ⑥家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- ⑦災害廃棄物の分別
- ⑧その他自ら災害に備えるために必要な行動

### (2) 自治会・自主防災組織

- ①自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- ②地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- ③避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- ④地区の孤立化対策 (通信機器・食料備蓄等)
- ⑤自主防災リーダーの養成
- ⑥自主防災活動及び訓練の実施
- (7)気象情報等の収集及び伝達
- ⑧地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- 9災害時の避難所の自主運営
- ⑩災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

### (3) 事業者

- ①従業員の防災教育及び訓練
- ②事業継続計画 (BCP) の作成及び更新
- ③所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- ④従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- ⑤自衛消防活動・訓練
- ⑥気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7)消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- ⑧避難行動要支援者等の避難支援
- ⑨災害廃棄物の分別
- ⑩災害時の事業継続、村の防災活動の協力(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る)
- ①その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

# (4)報道機関

①災害状況及び災害対策に関する報道

### (5) 村社会福祉協議会

- ①村が行う防災及び応急対策への協力
- ②被災者の救護活動の展開

# (6) JAおきなわ多良間支店

- ①村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- ②農作物及び漁業災害応急対策の指導
- ③農漁業生産資材及び生活資材の確保斡旋
- ④被災農漁家に対する融資の斡旋

# (7) 危険物施設等の管理者

- ①安全管理の徹底
- ②施設の整備

# 第2章 基本方針

# 第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

# 1 想定の考え方

### (1) 想定災害

### ア 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、 発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地 震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの 地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章第5節の「2 地震及び津波 (1) 地震・津波の被害想定」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地震による大津波などがあげられる。

なお、地震・津波の想定に当たっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波 堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去 に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行 っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

### イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害防止法に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

### (2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜 見直していく必要がある。

- ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害 を算定する。
- **イ** 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討すると ともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることにも留意する。

### 2 防災計画の考え方

村、県及び指定地方公共機関等は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する 必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定のレベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い 計画にすることが重要である。

### (1) 想定する災害のレベルへの対応

- ア 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。
- イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、 地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検 討する。

### (2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

村、県及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 県土における人口の偏在が進展し、都市部では人口の密集、危険な地域への居住等がみられる。一方、人口減少が進む離島や漁村等では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられる。

人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化等が必要である。

また、都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

(イ) 高齢者や障害者等の要配慮者(※1) が増加している。防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する 安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者(※2)の所在等を把握し、災害の発生時には 迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

- (ウ)経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。災害の発生時に、 観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本県の経済力や観光立県の信用力を強化 する観点からも、本県の防災体制を強化する必要がある。
- (エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。防災に関する政策・方針決定過程 及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災 体制を確立する必要がある。
- (オ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の 増大がみられる。これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす ため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。
- (カ) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。
- ※1要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、 災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等が あげられる。
- ※2避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に 支援を要する人々をいう。

#### (3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による村の庁舎、 行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時 の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

#### (4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。本村において発生の可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

# 第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要

本村は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、 沖縄本島や本土から離れている地理的条件を持つ地域である。

そのため、村民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、村、国、県、及び指定公共機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、村、国、県を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、村、国、県、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及びこれに則り実施すべき施策の概要は、以下のとおりである。

# 1 周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

#### (1) 基本理念

- ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、 ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進 する。
- イ 複合災害による厳しい事態の発生に対処できるように、最新の科学的知見を総動員し、 起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、 過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

#### (2) 施策の概要

- ア 災害に強い村づくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保
- イ 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- ウ 村民の防災活動を促進するための防災教育等による住民への防災思想及び防災知識の 普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、 事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による県民の防災活動環境の整 備等

- エ 防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的、社会 学的分野を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成 果の情報提供及び防災施策への活用
- オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応 急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等 の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

### 2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。なお、防災関係機 関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

### (1) 基本理念

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、 収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害 応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### (2) 施策の概要

- ア 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者 や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- イ 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、 災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時に おける広域応援体制の確立
- ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- エ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理、応急 仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動
- オ 被災者等への的確かつわかりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等 による住民等からの問い合わせへの対応
- カ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに 応じた供給
- キ 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- **ク** 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等

- ケ 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所 の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧及び二 次災害の防止のための危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策の実施
- コ ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

### 3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

### (1) 基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

### (2) 施策の概要

- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な 決定と事業の計画的推進
- イ 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧
- ウ 再度災害の防止とより快適な地域環境を目指した防災むら(村)づくり
- エ 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な廃棄物処理
- オ 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- カ 被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

#### 4 その他

村、県及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について 推進を図るとともに、防災関係機関同士や住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共 有できるように必要な措置を講ずるものとする。

# 第3節 本村の特殊性等を考慮した重要事項

本村は沖縄本島や宮古島市からも離れた離島であり、防災上不利な地理的条件があるほか、 来島者も多く訪れる防災上特別な配慮が必要な社会条件であるとともに、本土への復帰が遅 れたこと等の歴史的背景から、本土に比べて防災体制に格差があることを十分踏まえて、防 災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、当面は、住民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、住民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

# 1 本土からの遠隔性、離島の条件不利性

大規模災害時には県内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがあるほか、 本村のような離島への同時応援の困難等も予想される。

このため、本土から沖縄県への応援や、本島から県内各離島等への応援が到着するまでの間を自力でのりきれる防災資源やネットワークを充実・強化し、村の防災体制・対策の充実・強化を図る。

- (1) 消防救急無線のデジタル化、消防指令センターの整備
- (2) 村への先遣隊の受け入れ体制、被災・非被災市町村間の応援体制の構築
- (3) 浸水想定区域外への備蓄拠点・物資、ヘリポート等輸送拠点の確保
- (4) 自衛隊、米軍等によるヘリコプター輸送体制の確保
- (5) 自衛隊、海上保安庁による船艇・航空機を使用した輸送体制の確保

### 2 本土への復帰の遅れ、村の小規模性等の条件不利性

本土への復帰の遅れ等により、村内の消防常備化率、消防団員数の人口比率及び自主防災組織カバー率等を高めていく必要がある。

また、村は財政力が脆弱なため防災対策が遅れていることから、以下のような村の防災体制・対策の充実・強化を推進する。

- (1) 消防団の拡充強化
- (2) 自主防災組織の組織化、資機材整備等の支援
- (3) 村避難計画・ハザードマップ・災害時要援護者避難支援プラン等の作成、防災無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備

### 3 平坦な地形と、島の北側に密集した集落等への防災対策

本村は、全体的に平坦な地形で、最も標高の高い八重山遠見台でも 34mである。

集落は、島を襲う台風の被害を最小限にするために先人たちが知恵を絞り、碁盤の目のような道や集落を取り巻くフクギの防風林など、風水思想に基づいて形成されている。

このような村の地勢において、少なくとも海抜5m以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように、以下のような津波避難対策を村内全域で進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- (1) 津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施
- (2) 村の津波避難計画、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成
- (3) 高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保
- (4) 海抜高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置
- (5) 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

### 4 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、村内の集落内、海岸、観光施設等にいる観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機や船舶等が停止した場合には、村内に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、村、県、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が 連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、少なくとも海抜5m以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように村内全域で以下のような対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- (1) 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導体制の整備
- (2) 海抜高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置
- (3) 滞留旅客の待機施設等の確保

# 第4節 防災計画の見直しと推進

防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、村、県、 関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

### 1 防災計画の効果的推進

村は、県が策定する地域防災計画に基づき、村の地域防災計画を、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。

- (1) 村が地域防災計画を見直すに当たっては、自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。
- (2) 村、県及び指定地方公共機関等の防災担当部局は、防災計画を効果的に推進するため、 他部局との連携また機関間の連携を図り、以下の対策を実施する。
  - ア 実施計画(アクションプラン)及び分野別応急活動要領(マニュアル)の作成並び に 訓練等を通じた職員への周知徹底
  - **イ** 計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映
- (3) 村は、村地域防災計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を 実施する。
- (4) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。

個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う村民運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時期に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。

(5) 村、県及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、 相互に密接な連携を図る。

また、村及び県は、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

(6) 村地域防災計画は、本村の防災に関する総合的かつ長期的な計画であり、これを確実に 実行していく必要がある。 多良間村防災会議は、村地域防災計画の実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを村地域防災計画に的確に反映させていく。

(7) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

### 2 防災計画の整合性の確保

### (1) 防災計画間の整合

村は、県、指定地方公共機関の防災計画間の必要な調整、県から村に対する助言等を通じて、防災業務計画、村地域防災計画、水防計画その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。

また、その他の計画(総合計画等)についても、防災の観点から必要なチェックを行う ものとする。

### (2) 防災関係法令との整合

防災計画には、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進 に関する特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関す る法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定め るべきとされた事項を確実に位置づけることとする。